

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部長野県済生会職員の旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部長野県済生会（以下「本支部」という。）シルバーランドみつい及びシルバーランドきしの職員（以下「職員」という。）就業規則（以下「就業規則」という。）第37条の規定及び済生会長野保育園給与規程第25条の規定に基づき、職員の旅費について、必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の支給)

第2条 本支部職員が職務のために旅行したときは、別表により旅費を支給する。

2 旅行のときは、交通経費の実費額、車賃、日当及び宿泊料とする。

3 次に掲げる旅行については、前項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 旅行の行程往復100キロメートル未満、県内の市町村及びシルバーランドみつい、シルバーランドきしのに勤務する本支部職員については、佐久市に隣接する県外の市町村への旅行の場合には、日当を支給しない。

(2) 前号の地域に旅行する場合で、業務の都合によって宿泊する場合は、日当定額の2分の1を支給する。

(3) 航空賃は実費とする。ただし、命令権者が旅行に対し、特に必要と認めた場合に限るものとする。

(4) 特別急行運行路線で片道100キロメートル以上の場合は、特別急行料金を加算する。ただし、100キロメートル未満であっても命令権者が特に認めたときは、この限りでない。

(5) 普通急行運行路線で片道50キロメートル以上の場合は、普通急行料金を加算する。ただし、50キロメートル未満であっても命令権者が特に認めたときは、この限りでない。

(6) 宿泊料は実費とし、限度額は別表のとおりとする。ただし、命令権者が特に認めたときは、この限りでない。

(旅行命令等)

第3条 旅行は、施設長（以下「命令権者」という。）が発する旅行命令によって行うものとする。

2 命令権者は、業務の円滑な遂行を図るため必要があり、かつ、旅費の支給が可能な場合に限り、旅行命令を発することができる。

3 命令権者は、旅行命令を発し、又は変更をする場合は、旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載して行うものとする。

4 命令権者が前項によることが困難と認める場合には、口頭、通知等をもって旅行命令とすることができる。ただし、旅行命令後、速やかに旅行命令簿に、当該旅行に関する事項の記載を行うものとする。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行しがたい場合には、その現に旅行した経路及び方法により、計算することができる。

(旅費の概算払い)

第6条 旅費は、必要に応じて概算払いできるものとする。

2 概算払いによる旅費の支給を受けようとする者は、命令権者に旅費請求書を提出しなければならない。

3 概算払いによる旅費の支給を受けた者は、当該旅行の完了後速やかに当該旅費の精算をしなければならない。

(旅費の調整)

第7条 命令権者は、旅行者がこの規程に定める旅費により旅行することが、当該旅行における特別の事由又は当該旅行の性質上困難であると認めた場合は、当該旅費を超える実費を支給することができる。

(補則)

第8条 この規程に定めのない事項については、支部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 済生会長野保育園旅費規定は、廃止する。

別 表

交通経費	車 賃 (1kmにつき)	日 当	宿泊料(限度額) (1夜につき)		その他
			県 内	県 外	
実 費 額	円 37	円 2,200	円 9,800	円 10,900	